

新任国際幹事等支援制度 運営要領

平成 1 8 年 1 月 1 日制定
平成 2 4 年 4 月 1 日改正
平成 2 6 年 7 月 1 日改正
平成 2 8 年 4 月 1 日改正

（目的）

第 1 条 この要領は、一般財団法人日本規格協会（以下「協会」という。）が実施する新任国際幹事等支援制度の運営について定め、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）（以下「ISO／IEC」という。）が実施する専門委員会及び分科委員会（以下「TC／SC」という。）の幹事国業務等を行う役割を担った者を支援することにより、わが国の国際標準化活動の推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- （1）国際幹事等とは、ISO／IECのTC／SCの幹事国を引き受けた団体において幹事国業務を担う新任の国際幹事、及び作業グループ（以下「WG」という。）のコンビーナ業務を引き受けた団体においてコンビーナ業務を担う新任のコンビーナをいう。なお、新任とは、国際幹事等に就任後概ね 1 年以内とする。
- （2）幹事国業務等とは、国際幹事等が行う業務をいう。
- （3）被支援団体とは、本制度により支援を受ける国際幹事等が所属する団体をいう。

（制度の対象）

第 3 条 本制度の支援対象は、国際幹事等とする。

（支援の概要）

第 4 条 協会は、国際幹事等が自らその業務を遂行する能力を獲得するために必要な国際幹事等の実務についての助言・情報提供を行う。

（支援の内容）

第 5 条 協会は、前条に基づき国際幹事等に対して以下の支援を行う。

- （1）メンバー国・ISO／IEC中央事務局等との連絡文書の作成の支援
- （2）ISO電子システムの管理・運営の支援
- （3）規格案等の作成、投票及びコメント処理等の支援
- （4）国際会議の準備のための資料等の作成の支援
- （5）国内で開催される国際会議における幹事国業務の支援

(6) その他、幹事国業務等の円滑な遂行のために必要な支援

(実施の主体)

第6条 国際幹事等の業務に関わるすべての責任は、国際幹事等が負う。

(運 営)

第7条 協会は、国際標準化アクションプラン（改訂版）の取組方針に基づき、被支援団体を別に定める選定基準により選定する。支援は、各年度単位とする。

2 被支援団体の選定結果の通知は、協会からの通知書の通知をもって行う。

3 本制度により継続して支援を行う期間は、原則として、被支援団体毎に最長3年度とする。被支援団体は、本制度を通じて、国際幹事等が幹事国業務等の遂行能力を高め、支援終了後には、自らの力で引き続き幹事国業務等を実施するための支援に努める。

4 最長3年度の支援終了後、被支援団体及び協会の両者が更に支援が必要と認めた場合には、両者協議の上、フォローアップ期間を設ける。フォローアップ期間は各年度単位とし、最大2年度とする。

(その他)

第8条 本制度の運営に関わる事項で、特に定めのない事項は、その都度、協会と被支援団体との間で協議する。

(主管部署)

第9条 この要領は国際標準化ユニットが主管する。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成24年4月12規総第33号）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要領は、「国際幹事国コーディネーション制度運営要領」（平成18年1月1日制定）を改正し、名称変更したものである。

附 則（平成26年7月14規総第160号）

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年2月16規総第377号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。